

福岡県家畜衛生だより

2011.3

NO. 100

発行者 社団法人 福岡県畜産協会
福岡市博多区千代4丁目1番27 福岡県自治会館4階
電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276



新「はかた地どり」 福岡県はかた地どり推進協議会提供

目次

- ◎今冬の高病原性鳥インフルエンザの発生について…………… p 2
- ◎野鳥と高病原性鳥インフルエンザ…………… p 3
- ◎緊急事態！飼養鶏に異常あり！…………… p 5
- ◎韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について…………… p 7
- ◎韓国での口蹄疫発生と拡大の様子…………… p 8
- ◎福岡県における監視伝染病の発生状況について…………… p 12
- ◎平成22年度の家畜共済（12月末現在）…………… p 13
- ◎平成22年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について…………… p 14
- ◎「はかた地どり」がさらにおいしくなりました…………… p 15
- ◎家畜伝染病予防法改正案今国会へ…………… p 17
- ◎福岡県北部家畜保健衛生所新庁舎スタート…………… p 19
- ◎動物にまつわることわざ【鶴】…………… p 20

今冬の高病原性鳥インフルエンザの発生について（速報）

福岡県中央家畜保健衛生所

2010年11月29日に島根県安来市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生して以降、2011年に入ってから宮崎県で12例、愛知県で2例、鹿児島県、大分県、和歌山県、三重県で各1例の計19例の発生が報告されており、全ての事例において、強毒タイプのH5N1亜型感染によるものと判明しています。

1. 宮崎県事例（12例）

1月21日に宮崎市で1例目が発生して以降、新富町、都農町、川南町、延岡市、高鍋町、高千穂町、門川町の2市6町で発生が確認されています。鶏種は、種鶏、採卵鶏、肉用鶏と様々で、2月21日現在までに約99万羽の殺処分が実施されています。

2. 鹿児島県事例（1例）

1月26日に出水市の採卵鶏農場で発生が確認され、同日中に約8,500羽の殺処分が実施されました。発生に伴い設定されていた移動制限区域は、2月17日に解除されています。

3. 愛知県事例（2例）

1月27日に豊橋市の採卵鶏農場（約15万羽）、2月14日に新城市の種鶏場（約1万8千羽）で発生が確認されています。なお、豊橋市の発生に伴い設定されている移動制限は、2月25日に解除される見込みです。

4. 大分県事例（1例）

2月2日に大分市の採卵鶏農場（約8,100羽）で発生が確認されています。発生に伴い設定されている移動制限は、2月27日に解除される見込みです。

5. 和歌山県事例（1例）

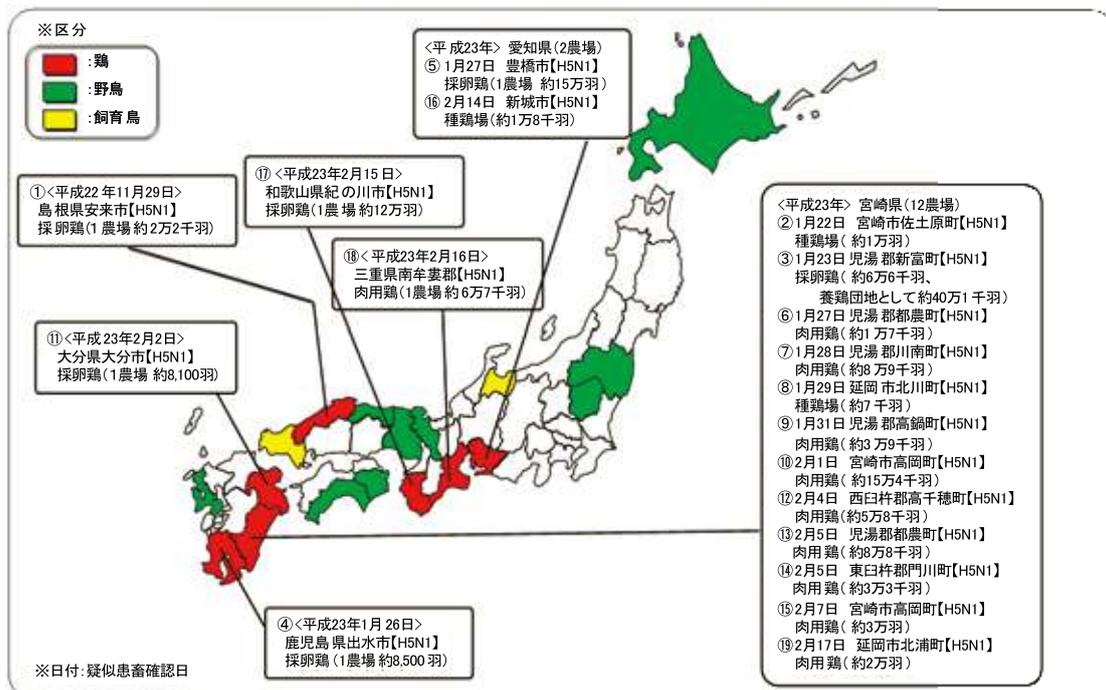
2月15日に紀の川市の採卵鶏農場（約12万羽）で発生が確認されています。現在、周辺農場の清浄性確認検査を実施しています。

6. 三重県事例（1例）

2月16日に南牟婁郡紀宝町の肉用鶏農場（約6万7千羽）で発生が確認されています。現在、周辺農場の清浄性確認検査を実施しています。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2010年11月以降）

（平成23年2月24日現在）



野鳥と高病原性鳥インフルエンザ

両筑家畜保健衛生所

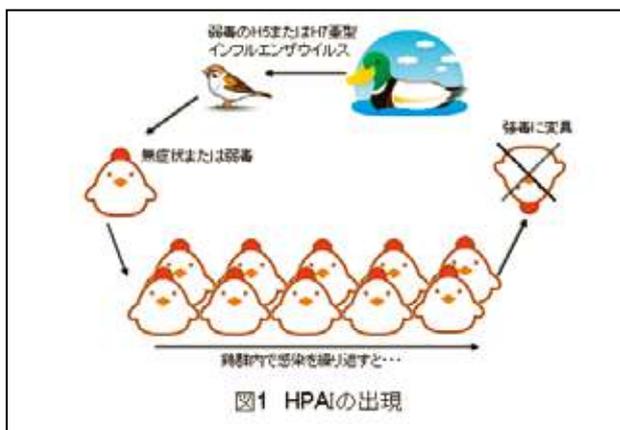
1 インフルエンザウイルスの起源

カモ等の野生水きん類は自然界に存在する全ての亜型のウイルスを保有しており、全てのA型インフルエンザウイルスの起源であることが知られています。インフルエンザウイルスは、水鳥の腸管で増殖しますが、通常、水鳥は症状を示さないといわれていました。

2 高病原性鳥インフルエンザの出現

鶏を高率に死亡させる高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスはどのようにして作られるのでしょうか？

水鳥が保有しているH5またはH7亜型のウイルスが、鶏等の家きんに感染し、鶏の間で受け継がれる間に、鶏に適合したウイルスに変化し、高率に死亡させるようになったといわれています（図1）。



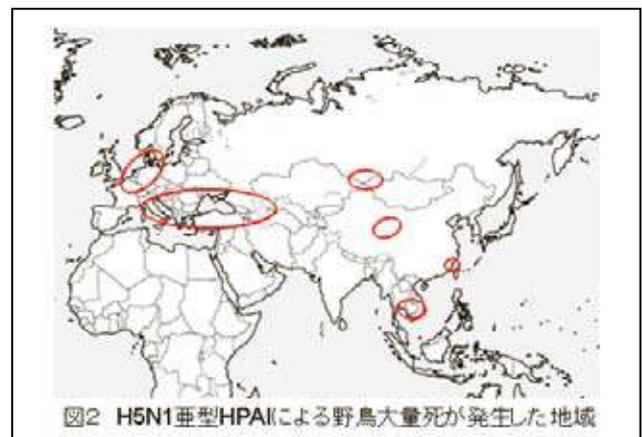
現在流行しているH5N1亜型のHPAIウイルスは、1996年に中国広東省のガチョウから分離されたウイルスに由来すると考えられています。1997年にはこのウイルスによって、広東省に隣接する香港で家きんの大量死が発生し、人間への感染も起こりました。

3 HPAIウイルスの野鳥への致死的感染

死亡野鳥で最初にH5N1亜型のHPAI感染が確認されたのは、2001年、香港のハト（1羽）だといわれています。翌2002年には香港において、水きん類約150羽が死亡する事例が発生しました。

2005年には、渡り鳥の世界的繁殖地である中国の青海湖においてH5N1亜型のHPAIによって野鳥の大量死（インドガン、オオズグロカモメ、チャガシラカモメ、カワウなど6000羽以上）が発生しました。

それまで野鳥、特に水鳥はインフルエンザウイルスに抵抗性があると考えられていましたが、本ウイルスが野鳥に対しても高い病原性を示すことが明らかになりました。さらにアジア・ヨーロッパ各地でH5N1亜型HPAIによる渡り鳥の大量死が報告されています（図2）。



4 国内におけるサーベイランス

環境省では、感染リスクが高い種（表1）とそれ以外の種に分けて基準を定め、死亡野鳥等のHPAIウイルス保有状況調査を行っています（表2）。

表1 HPAIの感染リスクが高いとされる日本の野鳥（青字は今シーズン感染が確認された種）

科	種
カイツブリ	カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ
ウ	カワウ
サギ	アオサギ、ダイサギ、アマサギ、ゴイサギ、コサギ
カモ	コブハクチョウ、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、オナガガモ、マガン、シジュウカラガン、ホシハジロ、キンクロハジロ
タカ	オオタカ、チュウヒ、ノスリ、クマタカ、サシバ
ハヤブサ	ハヤブサ、チョウゲンボウ
クイナ	オオバン、バン
フクロウ	ワシミミズク、コノハズク
カラス	ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス

表2 死亡野鳥を検査する基準

警戒レベル	感染リスクの高い33種	その他の種
通常時 (レベル1)	同一場所で3羽以上死んでいる場合(タカ・ハヤブサ科は1羽から)	同一場所で10羽以上死亡している場合
警戒時 (レベル2)	1羽から検査	同一場所で10羽以上死亡している場合
発生地周辺 (レベル3)	1羽から検査	3羽・匹以上(哺乳類も含む)死亡している場合

5 国内の発生状況

これまでに国内では、2007年に熊本県のクマタカ、2008年に青森県、秋田県の十和田湖及び北海道のオオハクチョウからH5N1亜型のHPAIが検出されています。

また今シーズンについては、2010年10月に北海道稚内市でカモの糞便からH5N1亜型のウイルスが確認されました。死亡野

鳥については、12月に鳥取県米子市のコハクチョウで確認されて以降、15道府県で38件確認されています（図3）。

感染した野鳥の種類は、表1に青字で示した10種類以外にもナベヅル、スズガモ、オシドリ、ユリカモメ、フクロウ、コクチョウで確認されています。



6 福岡県内の状況

福岡県内では、今年度（2010年4月～）74回検査を実施していますが、2月24日現在、A型インフルエンザウイルスに感染した野鳥は確認されていません。

7 野鳥から鶏への伝播

水鳥や森林及び草原の鳥類は警戒心が強く穀物を餌としないので、鶏舎内に入る可能性は低く、渡り鳥が直接ウイルスを持ち込む可能性は低いといわれています。鶏舎内に侵入する可能性があるのはスズメ、カラス、ハト等の留鳥です。渡り鳥が国内に持ち込んだウイルスを留鳥が受け取り、ウイルスが増幅されて鶏舎内に持ち込まれた可能性が考えられます。鶏舎への橋渡し役としては、ネズミ等の小型哺乳動物の可能性も考えられます。

飼養衛生管理基準を遵守し、鶏舎内にウイルスが持ち込まれないよう対策をとることが重要です。

緊急事態！飼養鶏に異常あり！

筑後家畜保健衛生所

昨年 11 月から全国各地の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎ、2 月末までに約 135 万羽の鶏が処分される事態となりました。いつどこで発生するかもしれないこの病気、万全な対策をとっていたとしても、毎年寒い時期はしばらくの間、緊張状態を強いられてしまいます。

そこで、もし飼養鶏に異常が見られた場合はどのような展開となっていくのかをお知らせし、日頃の防疫対策がいかに重要かを確認してみましょう。

1 早期通報があった段階の対応

死亡鶏が急増したとの早期通報を受けた地元の家畜保健衛生所（以下、地元家保）は緊急立入検査を行い、まずインフルエンザウイルスに感染しているかどうかの簡易検査（検査のみに要する時間は約 15 分程度）を行います。

「陽性」の結果がでてしまいますと、この段階で「鳥インフルエンザに感染している恐れがある」として県庁で記者発表が行われます。

検査は次の段階に移行し、死亡率の高い高病原性鳥インフルエンザであるかどうかの精密検査が行われます。同時に県庁や地元家保などで対策本部を立ち上げる準備が始まり、「高病原性」と確定された場合を想定して、殺処分・焼埋却処分・消毒などの防疫作業や地元説明会の準備等が行われます。これと並行して農場には地元家保職員が常駐し、生産者に対して感染の広がりを防ぐため、生鶏や卵などの移動自粛要請や、鶏や卵などを処分することになった場合の具体的な説明や打合せを行います。

2 高病原性鳥インフルエンザ確定の段階

簡易検査陽性から約 6 時間程度で精密検査のうち遺伝子検査結果がでます。ここで法定伝染病「高病原性鳥インフルエンザ」と確定されまると、地元家保から発生農場に対し移動制限の指示が行われ、生産者は鶏や卵などを農場から農場外に動かすことができなくなります。その後、家畜伝染病予防法（以下、法）に基づき、飼養鶏の殺処分が行われることとなります。農場近くの道路には移動制限や緊急消毒ポイントが設置され、周辺は物々しい状況となります。

3 殺処分・焼埋却処分・消毒の開始

感染した鶏類は一刻も早く処分しなければならず、そのための作業は昼夜を問わず始まります。農場に近い場所に集会場が設けられ、処分作業に携わる人員が集合します。その後、白い防護服とマスク、ゴーグルを身につけた防疫作業員がぞくぞくと農場に入り、関連資材も運び込まれ、処分作業が始まります。生鶏は炭酸ガスで安楽死が行われます。対象物が焼却可能な場合は、燃やせる状態に梱包された後、農場敷地内に集積されます。処分としては焼却処理が一番良いのですが、これが不可能な場合は埋却処分となります。指定された埋却地を掘削し、地下水汚染を防ぐためにブルーシートを敷いて、そこに梱包した処分鶏などを埋め、消毒後に 1 m 以上の土で覆います。ひととおりの作業が終わると養鶏場や使用機材の消毒、卵・鶏糞・未使用のものを含めた飼料などが汚染物品として処理され、焼却や発酵消毒等が行われます。

4 移動制限区域の取り扱い

感染の広がりを抑えるため、原則として発生農場から半径 10 km 以内が移動制限区域に定められ、その区域に含まれる養鶏場、GP センター（鶏卵包装施設）、食鳥処理場など養鶏産業の家さんや卵、器材、飼料、排せつ物等の移動が 21 日間以上制限されます。これにより、関連業界に莫大な経済的影響を及ぼすことになります。区域内の養鶏場に対しては、感染の有無を把握するための調査・検査が 2 回行われます。

5 広域な消毒ポイントを設定

制限区域内に出入りする主要幹線道路に対し、数か所のポイントが定められ、数週間の間、畜産関係車両に対する車両消毒が昼夜を問わず実施されます。

6 最後にのしかかる経済的負担

生産者は鶏や飼料、生産物を処分されてしまいますので、築き上げてきた養鶏財産を一気に失うこととなりますが、処分の段階で、対象となった鶏や卵などの評価が行われ、後に法に基づく補償手続きが行われることになります。しかし、防疫措置（すべての殺処分・焼埋却処理・消毒）完了後、最低でも 21 日間は養鶏を再開することができません。また、焼埋却処理に要した多額の費用は、後に国からその二分の一が補てんされる仕組みがあるものの、一時的にその全額を業者に支払う必要がでてくるため、その資金の工面もしなければなりません。

7 まとめ

こうして見てみますと、高病原性鳥インフルエンザが自農場に発生してしまったら、「う～ん、俺んここで発生してしもたなら、そんなときゃ養鶏ば辞むるばい。」という自分だけの被害で治まる話ではないことがよく判ります。

一端、発生させてしまえば、生産者本人の多額の自己負担はもちろんのこと、関係組織・業界の多くの人・金・時間も必要となり、ひいては国内の養鶏産業・流通産業に多大なる影響を及ぼす事柄なのです。

ですから、日頃から感染予防を徹底していただくことがいかに大切か、ご理解いただけるかと思えます。

ぜったいに発生させないためには、下記項目を実施されますよう、切にお願いします。

- ① 鶏舎入口の踏込消毒槽設置はもちろんのこと、農場敷地内に入る場合の消毒体制もとっておきましょう。
- ② 鶏舎内への部外者の出入りを制限してください。「関係者以外立入禁止」看板だけでなく、できれば、チェーンや紐類で区切りを示すことも有効です。農場へ伝染病原体を持ち込むきっかけは、ヒト・車両・家畜の動きです。
- ③ 野鳥などが入らないように、防鳥ネットが破れていないか、鶏舎の扉はきちんと閉まっているかなどを確認してください。
- ④ 衛生的な飼養管理を徹底し、健康観察を毎日実施し、異常が見られたら地元家保にご連絡ください。いつでも緊急連絡対応がとれるように準備をしています。



発生農場で行われた捕鳥作業

韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

農林水産部畜産課

2011年2月21日現在

韓国では、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が昨年以降、続発しています。

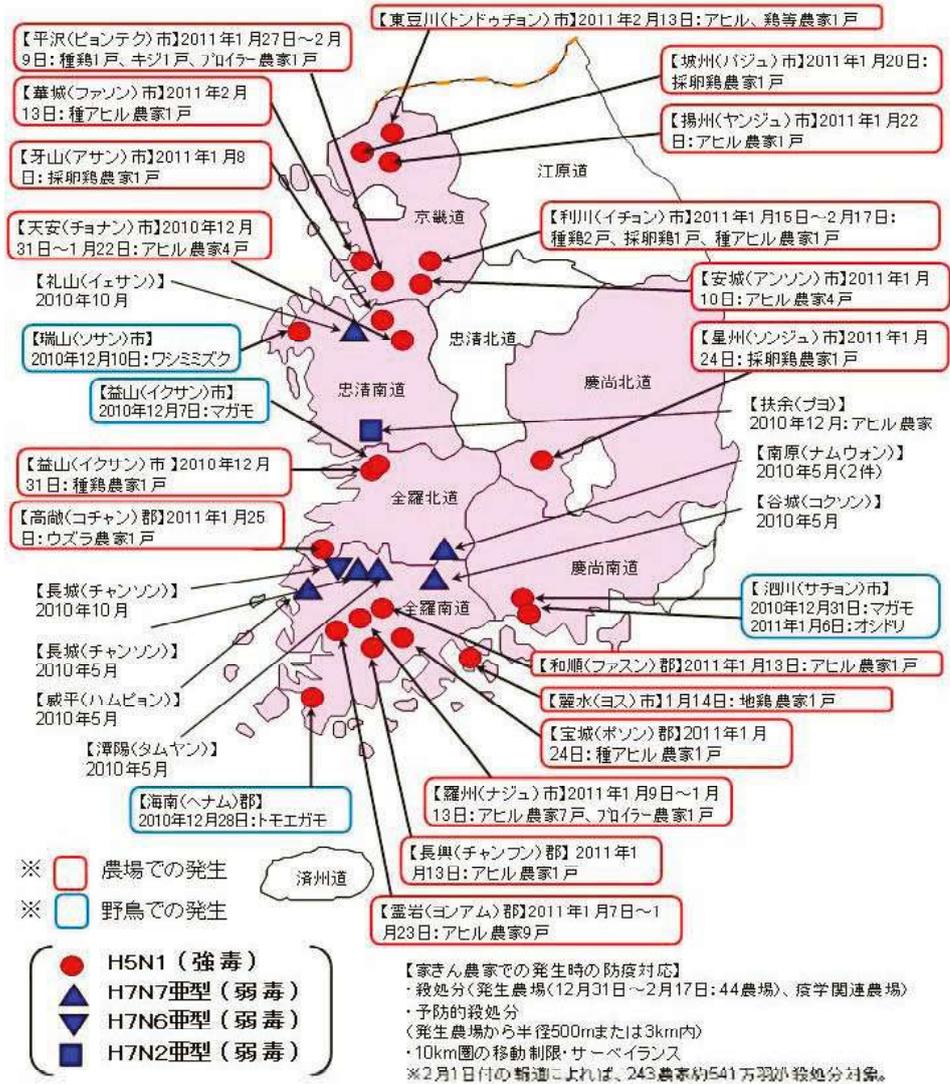
まず、昨年5月にH7（弱毒）が発生し、その後10月18日にH7N7亜型、11月5日にH7N6亜型、以降も同型が発生しました。

そうした中、12月8日に全羅南道益山で渡り鳥からH5N1（強毒タイプ）の発生が確認されて以来、発生地域は今年2月末までに、6つの市道に広がっています。

発生農場は隔離され、飼養していた家きんの殺処分・消毒、移動制限などの防疫措置がとられています。

韓国で発生したHPAIは、感染した畜種によって、臨床症状が様々に現れています。アヒルでは死亡がほとんどなく、急激な産卵率の低下が特徴的、肉用アヒルでは主に25～40日齢で発生し、高い死亡率が認められました。鶏では日齢に関係なく、非常に高い死亡率が認められています。

韓国の養鶏場におけるウイルスの侵入経路は、渡り鳥によるものと推定されています。韓国の養鶏場で分離されたウイルスは



野鳥の分離株と同じであり、モンゴルや中国の野鳥から分離されたウイルスに近縁でした。

韓国の養鶏場への伝播要因としては、農場の近くに生息するカモなどの渡り鳥の糞に汚染された人や車両が農場に訪問することで流入した可能性が最も高いと考えられています。また、感染した野鳥の糞便に汚染された食物残さや感染野鳥との直接接触などが推定されています。

韓国での口蹄疫発生と拡大の様子

韓国の口蹄疫について、韓国のニュース報道をもとに発生から拡大の様子を説明します。

2010年11月29日：豚の口蹄疫、検査で陽性

韓国農林水産食品部は、慶尚北道・安東市の養豚場2か所で口蹄疫の疑いがある豚を検査した結果、陽性と明らかにした。



11月30日：安東市で韓牛の口蹄疫を確認

同市の農家で飼育されていた韓牛（韓国在来種の牛）5頭から、口蹄疫陽性反応が出た。韓牛は全頭殺処分するとともに、半径500メートル以内の家畜についても予防的殺処分を行った。

12月3日：安東市の感染農家9戸に拡大

12月8日：安東市以外の地域にも感染拡大

安東市で発生した口蹄疫により、慶尚北道内だけで9万3448頭の家畜が殺処分対象となった。

12月15日：京畿道北部で口蹄疫発生



中央家畜保健衛生所

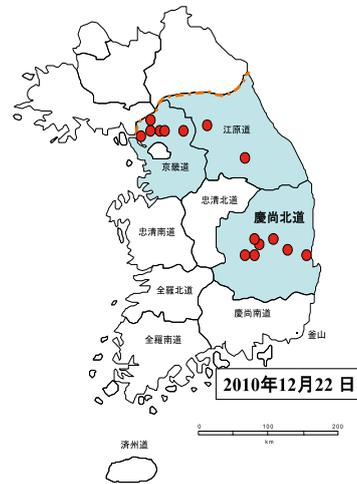
京畿道北部の楊州市と漣川郡の養豚農家計2戸で口蹄疫の発生が確認された。農場主は同じだという。慶尚北道以外で感染が確認されたのは初めて。

12月20日：京畿道北部で口蹄疫が拡大

12月21日：京畿道・加平で口蹄疫発生

多数の韓牛トップブランドを有する江原道と隣接する加平で口蹄疫発生。

12月22日：ついに江原道でも、口蹄疫感染が確認



12月23日：江原道感染拡大、ワクチン接種を検討

江原道の平昌郡、華川郡に続き、原州市でも口蹄疫が発生した。江原道は韓牛トップブランドの主要産地で、これまで口蹄疫清浄地域とされてきた。ほかの地域でも感染疑いの届け出が相次いでおり、道内全域に広がる兆し。

このため、25日頃から安東市など5地域で13万3000頭余りの韓牛を対象にワクチン接種が始まる予定。なお、予防接種を済ませた地域で口蹄疫が発生した場合は、感染農家の家畜に限り埋却する。

政府は、ワクチン接種後の精密検査で口蹄疫に感染していないことが確認できれば、食

肉処理場への出荷と取引が可能になると説明

12月24日：口蹄疫の勢いは衰えず

慶尚北道、京畿道、江原道で感染拡大が続く。

政府は、口蹄疫沈静の兆しがみられないことを受け、ワクチン接種地域の拡大を検討。

京畿道南部地域で発生した農家では、いずれも抗体の陽性反応が認められた。これは同地域がすでに感染から1～2週間経過したことを意味する。

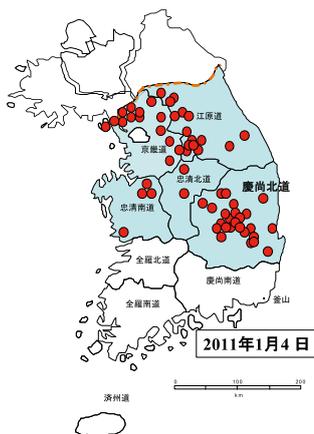
2011年1月2日：口蹄疫6市道で確認、全国への感染拡大懸念

前年11月末に発生した口蹄疫は、6市道の81カ所に広がり、感染疑いの届出は106件に達した。これまでに、予防的殺処分を含め全国2,564農家の家畜66万2,647頭が殺処分された。

政府は、口蹄疫が拡大していることを受け、ワクチンの接種対象地域を増やし、感染が予想される未発生地域でも近く接種に踏み切る方針。このため、ワクチンを緊急輸入する方針。

1月5日：口蹄疫感染、「韓牛」から「豚」に急拡大

口蹄疫の感染対象が、韓牛から豚にまで急速に広がっている。



忠清北道・鎮川、江原道・襄陽、横城、京畿道・竜仁の養豚農家で、それぞれ新たに口蹄疫感染が確認されたと明らかにした。

これに伴い、政府は早ければ6日から、牛

だけでなく豚にもワクチンを接種する案を検討している。

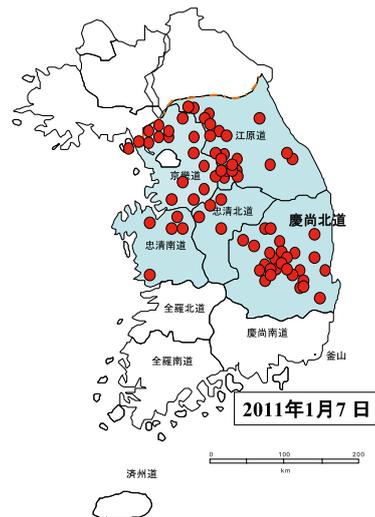
現在、韓国では豚1,000万頭、牛300万頭余りが飼育されている。

1月6日：海外旅行した畜産関係者、入国審査で検疫強化

口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜伝染病が発生した国を旅行した畜産関係者（畜産農家、獣医師、家畜人工授精師、動物薬品と飼料販売員、動物運送関係者）は入国審査で消毒と防疫教育を受けることが、7日から義務付けられた。なお、自主的に空港や港湾の検疫機関で消毒と防疫教育を済ませ「消毒済み」の確認を受ければ、入国が可能となる。

1月7日：埋却対象の家畜100万頭超える

7日午前8時現在、埋却対象の家畜は107



万5,015頭で、このうち、83.7%が処分を終えた。

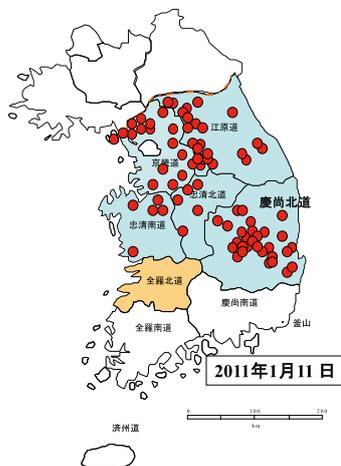
政府は迅速な作業のため、公務員6,000人余り、軍人3,500人余り、警察2,000人余り、消防公務員1,500人余り、掘削機340台を投入している。

1月8日：止まらない口蹄疫感染、ワクチン接種対象を拡大

口蹄疫感染が全国に拡大していることを受け、早ければ9日から京畿道、仁川市、忠清道、江原道のすべての牛と種豚、母豚にもワクチンを接種する方針を固めた。また、口蹄

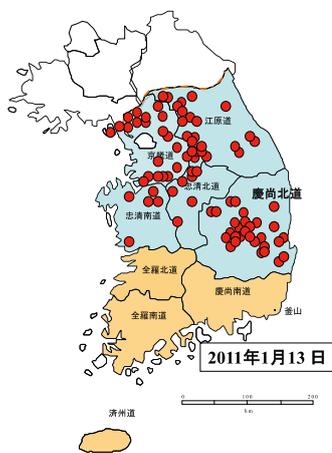
疫ウイルスが発生していない湖南地域と慶南地域でも感染拡大を防ぐため、周辺地域を含めワクチン接種を実施する予定。

1月11日：殺処分・埋却された家畜は農家3,499戸、140万4,426頭に達した。



政府は、口蹄疫が全羅地域に広がることを防ぐため、同地域の牛や種豚・母豚のワクチン接種を行っている。

1月12日：ワクチン接種、全国に拡大



政府は12日、李明博大統領の主催で口蹄疫緊急対策会議を開き、ワクチン接種の対象地域を全国に拡大する方針を決めた。

1月18日：口蹄疫による殺処分・埋却、200万頭を超える

口蹄疫が発生して51日目となる18日、殺処分・埋却された家畜が200万頭を上回った。

ただ、13日以降、感染疑いの届出件数は急速に減り、予防ワクチンを通じた防疫が一定

の効果収めているとみられる。

1月25日：国立獣医科学検疫院は口蹄疫拡散の原因と感染経路の中間分析発表

最初の口蹄疫感染の疑いが出た当時、当局は簡易検査で陰性反応が出たことを理由にあいまいな態度を取った。このため、事態が大きくなった。5日後、防疫作業に取り掛かったが、このとき既にウイルスは周辺の農場を汚染していたと推定。

韓国では、1地域に多くの農家が密集し、また地域ごとに畜種が特化される特徴があるため、伝染病が発生した場合、その被害は大きい。

安東市は同じ苗字の人たちが暮らす村が多く、密接な人間関係がある地域で、日ごろから集会などが多く、口蹄疫発生後も頻繁な往来があった。これもウイルスの急速な広がり原因になった。また、韓牛農家の多くが同一の飼料を使用しており、車両の汚染や農家の防疫が行き届かず、同時に複数の農家が感染したともみられる。

このほか、過去の発生では、消毒などの作業に問題はなかったが、今回は冬期で全国的に寒波が続き、作業に大きな支障となったことが、ウイルス拡散の追い風となった。

これまで口蹄疫感染事例がなかった慶尚南道でも、24、25日に相次ぎ養豚農家の感染が確認された。

1月26日：口蹄疫感染疑いから60日、家畜処分272万頭超す

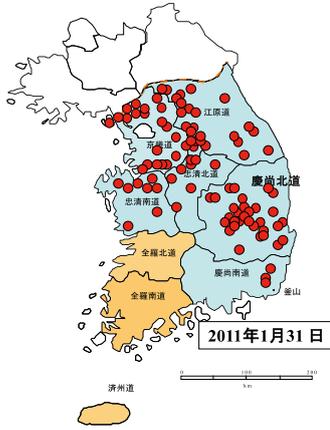
政府は、昨年12月25日から段階的にワクチン接種を始め、全国で実施しているが、終息の兆しはみえず、被害地域は26日現在、8市・道、63市・郡、146カ所、殺処分・埋却処分規模は、農家4,913戸・272万3,811頭。

牛のワクチン接種は全国で完了。豚に関しては寒波や大雪、ワクチン不足などが影響し、種豚以外の接種が70%を下回っている。豚は牛よりもウイルス排出量が多く、まだワクチンを接種していない豚からウイルスが広がっ

た可能性もある。

1月31日：口蹄疫ワクチン1次接種終わる、埋却規模縮小へ

牛と豚を対象とする口蹄疫ワクチンの第一次接種が事実上完了した。これを受け、口蹄



疫感染農家に対する埋却範囲、移動制限地域内の家畜売買・移動制限の基準を緩和する。

2月2日：口蹄疫の殺処分、300万頭を突破

2月7日：釜山で初の感染確認

2月10日：口蹄疫の1次予防接種完了、移動制限・殺処分を緩和

農林水産食品部は10日、口蹄疫ワクチンの1次予防接種が完了したことを受け、地域別に状況を見極めた上で移動制限を解除し、殺処分の基準を緩和する方針を明らかにした。

2月14日：口蹄疫ワクチン接種を6カ月ごとに実施

政府関係者は「口蹄疫ウイルスを撲滅するため、牛や豚などの偶蹄類に対する口蹄疫ワクチンの接種を6カ月ごとに実施することを検討している」と述べた。

2月18日：北朝鮮が口蹄疫報告書提出、48カ所・約1万頭感染

報告書によると昨年12月25日、平壤市内で牛6頭が口蹄疫に感染したことを初めて確認し、ことし2月7日まで北朝鮮全域48カ所で口蹄疫が発生したとしている。豚9,953頭、牛500頭、ヤギ165頭で感染が確認された。死んだ豚は8,640頭、牛は15頭だったが、殺処分・売却したケースは把握されていないと

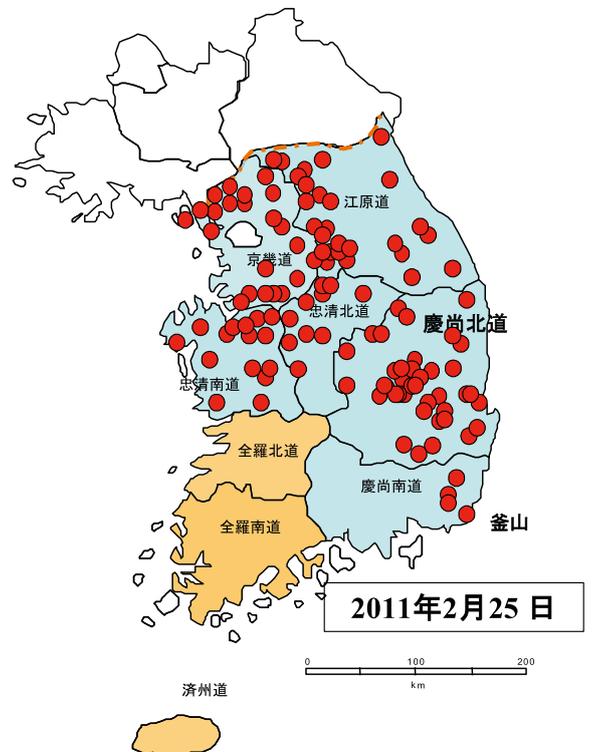
いう。北朝鮮は独自に開発した予防ワクチンを接種したが、感染拡大の統制が効率的に行われていないとしている。

2月25日：牛の口蹄疫、2日以降は新たに発生せず

韓国での牛の口蹄疫は、慶尚北道・蔚珍で感染が確認された今月2日以降、発生していない。終息に向かっているのではないかとの見方も出ている。

牛の場合、慶尚北道を除く全国で2回目のワクチン接種が完了し、全体で98.8%の接種率を記録している。豚に対する2回目のワクチン接種も89.5%で今月末までに完了する予定。

発生件数3447件（牛1,918件、豚1,457件、鹿35件、山羊37件：予防的殺処分時及びワクチン接種後に口蹄疫と判定されたものを含む。）殺処分6,104戸、約342万頭（牛約15万頭：国内の5%、豚約326万頭：国内の34%）



福岡県における監視伝染病の発生状況について

農林水産部畜産課衛生係

平成16年から22年（暦年集計）における監視伝染病（家畜伝染病及び届出伝染病）の発生状況は下表のとおりで、平成22年において家畜伝染病はヨーネ病の発生が1件ありました。

届出伝染病は牛白血病、豚丹毒の届出が多く、その多くはと畜場での確認が多い状況でした。

アカバネ病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、豚丹毒など予防接種により、その被害が軽減できることから、引き続きワクチン接種の励行、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家畜の早期発見、早期通報等、家畜衛生対策の徹底についてよろしくお願いします。

（単位：頭、羽、群）

病名	畜種	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
ヨーネ病	牛	13	14	12	8	3	0	1
流行性脳炎	豚	0	0	0	0	1	0	0
アカバネ病	牛	1	0	0	0	2	20	0
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	0	11	7	1	7	5	3
牛伝染性鼻気管炎	牛	45	16	6	8	1	2	1
牛白血病	牛	17	29	35	44	44	48	80
アイノウイルス感染症	牛	0	0	2	3	2	0	0
破傷風	牛	1	0	2	1	0	3	3
馬インフルエンザ	馬	0	0	0	37	0	0	0
レプトスピラ症	犬	20	6	6	5	5	4	0
サルモネラ症	牛	0	0	0	2	1	0	1
	豚	6	1	0	272	33	10	15
	鶏	0	0	0	270	0	0	0
ネオスポラ症	牛	0	1	1	1	0	1	1
豚丹毒	豚	58	19	17	9	78	31	38
豚赤痢	豚	0	0	0	60	0	0	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚	0	0	0	1	3	0	2
ニューカッスル病	鶏	2,822	537	500	0	0	0	0
鶏痘	鶏	20	0	0	0	20	0	0
マレック病	鶏	0	6	5	0	117	0	3
伝染性気管支炎	鶏	180	0	629	108	146	0	6
鶏マイコプラズマ病	鶏	0	0	3	15	0	271	0
ロイコチトゾーン病	鶏	0	150	14	33	24	0	12
チョーク病	みつばち	2	0	0	0	22	0	0
バロア病	みつばち	0	0	6	1	0	1	0
悪性カタル熱	鹿	0	0	0	1	0	0	0

平成22年度の家畜共済（12月末現在）

福岡県農業共済組合連合会 家畜課

平成22年度の12月末の家畜共済事業の概要についてお知らせします。

・ 加入状況

乳用牛については、加入戸数259戸、廃業により昨年に比べ13戸減少した。加入頭数は23,010頭（対前年比102.2%）で、成乳牛の減少を育成乳牛および子牛等の増加でカバーしている状況である。農家の選択が可能な乳用子牛等の加入については、8,929頭（同108.2%）と増加している。加入戸数も145戸に増加しており約56.0%（対前年比6.2ポイント増）の選択率となっている。

肉用牛についても、肥育牛（成牛、子牛）

の764頭の減少（同95.2%）を、他肉牛（繁殖和牛および子牛等）での258頭の増加（同109.6%）によって加入頭数の減少を抑えている状況である。

種豚（繁殖母豚等）については、事故除外方式により、新規5戸が加入した。

・ 事故状況

昨夏の猛暑により、成乳牛、育成乳牛ともに死廃事故が増加（頭数および支払共済金）している。加入頭数に対する事故率については、乳用子牛等の死廃事故が2年続けての減少傾向にある。

肉用牛については、肥育子牛、他肉成牛、他肉子牛等の死廃事故および病傷事故が減少している。

平成22年度 家畜共済事故実績前年対比表（12月末）

畜種別	年度	死廃事故				病傷事故			
		頭数	支払共済金	事故率		件数	支払共済金	事故率	
				頭数	金額			件数	金額
成乳牛	21	1,191	206,537,260	9.4	8.3	11,700	166,127,180	92.2	6.7
	22	1,261	227,343,003	10.2	9.0	11,398	154,002,749	92.4	6.1
育成乳牛	21	17	1,452,480	1.1	1.0	372	3,005,210	23.8	2.0
	22	25	2,018,919	1.4	1.2	361	2,717,850	20.7	1.6
乳用子牛等	21	504	14,032,939	6.1	7.8	1,221	7,520,940	14.8	4.2
	22	509	13,609,425	5.7	6.4	1,348	8,490,160	15.1	4.0
肥育成牛	21	223	28,200,177	1.4	1.0	1,263	10,686,030	8.1	0.4
	22	248	35,755,270	1.7	1.4	1,512	11,112,710	10.3	0.4
肥育子牛	21	100	2,315,412	25.8	14.9	388	3,152,700	100.3	20.3
	22	64	1,833,526	16.5	10.7	382	2,629,750	98.2	15.4
他肉成牛	21	30	3,877,963	2.3	1.8	373	3,591,540	28.7	1.7
	22	28	4,775,491	1.9	2.2	364	3,214,572	24.2	1.4
他肉子牛等	21	88	4,300,569	6.4	6.2	326	3,144,910	23.7	4.5
	22	77	3,862,127	5.4	5.2	327	2,955,010	22.9	4.0
一般馬	21	0	0	-	-	0	0	-	-
	22	0	0	-	-	0	0	-	-
種豚	21	9	167,087	30.0	31.6	53	209,310	176.7	39.6
	22	2	32,000	0.3	0.1	37	114,420	5.7	0.3
肉豚	21	1,056	7,533,407	15.3	12.4			-	-
	22	1,057	6,897,805	15.4	14.0			-	-
合計	21	3,218	268,417,294	6.7	4.6	15,696	197,437,820	38.2	3.4
	22	3,271	296,127,566	6.7	5.0	15,729	185,237,221	37.7	3.2

平成22年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について

農林水産部畜産課衛生係

平成22年度福岡県家畜保健衛生業績発表会が、昨年12月2日（木）に福岡県吉塚合同庁舎で、多数の関係者の参加の下、開催されました。総演題数は下表のとおり15題にのぼり、日頃取り組んでいる家畜衛生業務の中で得られた貴重な業績が発表されました。また、特別講演では、宮崎大学の末吉益雄先生から「渦中から見た2010年口蹄疫」と題し、宮崎県で4月以降流行した口蹄疫に関する現場での貴重なお話を伺いました。

発表会では、選考された3題が九州ブロック（熊本県）の業績発表会で提出演題として選出され、今回は宮崎県で1月以降に発生した高病原性鳥インフルエンザの影響で九州ブロック発表会は中止となったため、各家畜保健衛生所所長の選考により中央家保の深水さんの発表が、4月21日～23日東京都日比谷公会堂で開催される全国発表会の発表演題に選考されました。全国発表会でも素晴らしい成績を収められるよう期待しています。

演 題	家保名	発表者
[第1部]		
1 宮崎県での口蹄疫発生に伴う防疫対応	中央	藤井 英之
2 両筑地域口蹄疫防疫体制構築への取り組み	両筑	安増 邦理
3 近県でまん延した口蹄疫に対する防疫対策と現場の声を集めた検証	筑後	野田 美治
④ 管内と畜場における口蹄疫防疫対策の確立	中央	上尾 浩
5 緬山羊に対する口蹄疫対策で露呈した課題とその対策	北部	緒方 雅彦
6 純国産鶏卵「こめたまご」への安全・安心サポート	北部	日名子健司
7 ニューカッスル病（ND）ワクチン接種の定着化を目指して ～少羽数飼養農家への対応～	両筑	黒田 成孝
[第2部]		
8 夏季に乳肉複合経営農場で発生した牛伝染性鼻気管炎	中央	永野 英樹
9 牛ウイルス性下痢ウイルス持続感染牛の摘発事例	中央	小河 大輔
10 牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）持続感染牛の摘発事例	両筑	中村 和久
11 牛コロナウイルスの関与が疑われた呼吸器病発生事例	北部	山本 訓敬
⑫ 乳牛の乳房炎症例から分離された <i>Inquilinus limosus</i> についての考察	両筑	村上 弘子
⑬ ◎鶏大腸菌症由来大腸菌の性状比較と分子疫学的解析	中央	深水 大
14 顔面腫脹を呈した鶏大腸菌症の1例	筑後	川島 幸子
15 管内における過去10年間の病性鑑定及び衛生検査実施状況	筑後	増岡 和晃

注) ○印は九州ブロック提出演題 ◎印は全国発表会提出演題



「はかた地どり」が
さらにおいしくなりました

農林水産部畜産課企画流通係技術主査 近藤裕隆

1 20余年の歴史を持つ「はかた地どり」

皆さんご存じの水炊きと筑前煮、どちらも福岡を代表する郷土料理です。総務省の「家計調査都道府県庁所在地及び政令指定都市ランキング（平成19～21年平均）」の「鶏肉の購入額」でも福岡市や北九州市が上位に入っており、福岡には鶏肉を好む食文化があるのです。そんな福岡県民のため、昭和62年に県農業総合試験場で開発されたのが初代の「はかた地どり」です。

開発以来、「はかた地どり」は福岡県内だけでなく、西日本地域を中心に出荷されてきました。鳥インフルエンザによる消費者の鶏肉離れの影響を受けたこともありましたが、出荷羽数を順調に伸ばし、平成21年度には年間32万羽を出荷するまでになっています。（図1） この出荷羽数は全国の地鶏の

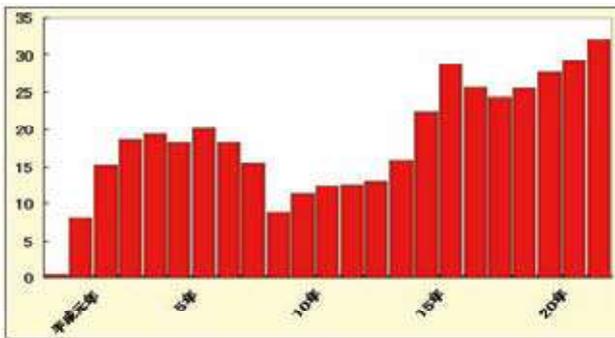


図1 出荷羽数の推移 (万羽)

なかでも阿波尾鶏、名古屋コーチンなどに次いで第5位（家畜改良センター兵庫牧場調べ）。つまり、「はかた地どり」は、全国でも5本の指に入る有数の地鶏なのです。

2 新「はかた地どり」を開発

ところが、開発から20年を経過するところになると、消費者の嗜好が変化し、「ムネ肉の食感をもっと柔らかく」「唐揚げやソテーなど、短時間の調理にもあう肉質が欲しい」という要望が流通側から出されるようになりました。また、生産者からは「性質が穏やかで飼いやすい鶏を」という要望があがりました。そこで県ではこれらの課題を解決し、他県産地鶏との産地間競争に打ち勝つため、初代「はかた地どり」に代わる新「はかた地どり」の研究開発を平成19年に開始しました。

農業総合試験場において、鶏種の組み合わせによる産肉性能、気質の穏やかさ、ムネ肉の柔らかさ、ヒナの作りやすさ等の比較検討を行い、平成21年9月に新「はかた地どり」の交配様式を決定。民間の孵化場に種鶏を配布して生産体制を構築し、22年6月上旬にコマーシャル鶏を初入雛、同年9月1日から販売を始めました。

<新「はかた地どり」の組み合わせ>



3 新「はかた地どり」の特長

新「はかた地どり」の肉は初代に比べ、うま味成分であるイノシン酸が約1割増加し、肉の固さを示す剪断力価が3割低下しました（図2）。特にスープのうま味が増したので水炊きがさらに美味しくなるとともに、多彩な料理に向く鶏肉となっています。

また、生産者の皆さんからは「おとなしくて飼いやすい」「前は鶏舎に入ると逃げていったが、いまは人なつっこくて寄ってくる」という高評価を得ています（写真1）。新「はかた地どり」は生産、流通から出された要望に対し、十分に答えることができていると自負しています。

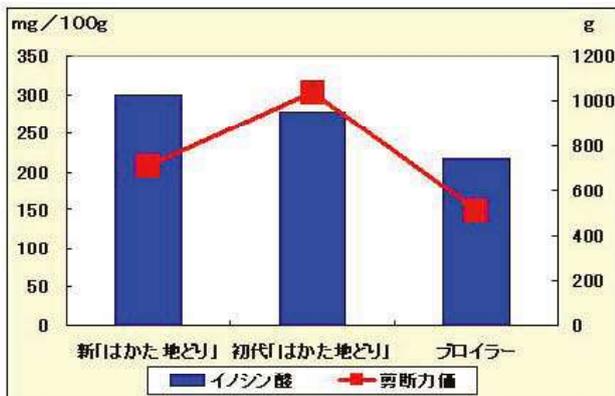


図2 イノシン酸含量と剪断力価



写真1 人なつっこいので管理が楽に

4 販売状況

販売開始直後の9月10日には鶏肉流通関係者を招いた発表会を開催。知事が先頭に立って大いにPRすることで、多くのマスコミに取り上げられました（写真2）。また、県民の皆さんに新しい「はかた地どり」の味を知ってもらうため、多くの量販店で試食宣伝を実施しました。

その甲斐あって、新「はかた地どり」の売上げは上々。お客様からは美味しい、臭みがないという評価をいただき、定番商品として新「はかた地どり」を置くお店も増えました。

さらに、今後も安定的に販売していくため、需要が落ちる夏場向けの新商品開発を急いでいるところです。



写真2 麻生知事がトップセールス

5 今後は50万羽へ

生産、販売ともに順調な新「はかた地どり」ですが、今後の目標は年間50万羽出荷。関係機関の協力の下、生産基盤を固めながら、試食宣伝等により県内での販売を拡大するとともに、県外への売り込みも強化する予定です。街で「はかた地どり」を見かけたら、ぜひご賞味下さい。

家畜伝染病予防法改正案今国会へ

北部家畜保健衛生所

1. はじめに

2010年4月、宮崎県で10年ぶりに口蹄疫が確認され、感染が拡大しました。また、11月末、島根県での発生をはじめとして多くの県で高病原性鳥インフルエンザが発生している状況です。

このような状況を背景として、農林水産省は今通常国会で成立をめざしている家畜伝染病予防法改正案がまとめられ、閣議決定がなされた段階となりました。新聞等で報道がなされていますが、ここで少し概要を説明したいと思います。

2. 改正法律案の概要

(1) 国と県・市町村などの役割分担・連携の在り方

国は口蹄疫等の家畜伝染病に関して、予防やまん延を防止するための防疫指針場合によっては、緊急防疫指針を作成し、これら指針に即した具体的措置は県が中心となって、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携と協力のもとに迅速に行う事とされています。

(2) 防疫指針の在り方

国が定める防疫指針については海外における発生の状況や新しい技術などを常に把握して、最新・最善のものとしておく事が必要で、少なくとも3年毎に再検討する事とされています。

(3) 海外からのウイルス侵入防止

海外からの入国者に対して水際検疫の強化をはかるため、入国者への質問や必要に応じた携行品を検査したり消毒を実施できること

なります。

(4) 畜産農家での侵入防止

口蹄疫等の発生防止のためには、日頃から農家自らの侵入防止措置が何よりも重要な事となります。このため、家畜の所有者は毎年、飼養状況や衛生管理について県知事に報告する事となります。

また、畜舎への出入り口付近に消毒設備を設置することが義務つけられる事となります。

(5) 発生時に備えた準備の在り方

農林水産大臣は伝染病の発生状況など、予防やまん延防止のために必要な情報を積極的に解りやすく公表する事と規定されます。

県は必要とされる家畜防疫員の確保に努めなければなりません。

さらに、家畜の所有者は殺処分家畜の処理するための埋却場所の確保についても飼養衛生管理基準の中に規定される予定です。

(6) 患畜の早期発見・通報

口蹄疫が発生した際防疫措置が一日おくても被害が急激に増大します。このため、早期の発見・通報を徹底することが重要となります。舌の水疱や激しい流延等、国が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師または家畜の所有者は、家畜保健衛生所に通報しなければなりません。通報を受けた県は直ちに国に報告します。

(7) 国の財政支援の在り方

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜、疑似患畜については特別手当金(1/5)を交付し、通常の手当金(4/5)と合

わせて評価額の全額を交付する事となります。

しかし、家畜伝染病の発生又はまん延防止するために必要な措置を講じなかった者（飼養管理基準を遵守していない農家）については、手当金の全部、または一部を交付せず、又は返還させるいわゆるペナルティーが課せられる場合があります。

他には移動制限等による売上げ減少等の補填対象が拡充されます。

(8) 消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒等

県は消毒設備を設置できるものとされ、その設置場所を通行する車両は消毒を受けなければなりません。また、緊急の通行の制限・遮断の適用対象として高病原性鳥インフルエンザが追加されます。

(9) 患畜、疑似患畜以外の家畜の殺処分

口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するため、やむを得ない時は指定地域を定め、患畜及び疑似患畜以外の家畜を指定家畜として殺処分を行えるものとされます。いわゆる予防的殺処分を法的に規定するもので、当然経済的補償がなされます。

(10) 防疫の観点からの畜産のあり方

畜産の在り方については、規模拡大や生産性の向上といった観点だけでなく、防疫対応が的確に行われるかという観点（飼養密度、埋却地の確保など）からも見直されます。

また大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期発見・通報が確実になされるために飼養衛生管理基準は、飼養規模の区分に応じて定める事が明記される予定です。

(11) その他

1) 家畜伝染病の定義の変更

国際基準に合わせて高病原性鳥インフルエンザ（高病原性タイプと低病原性タイプ）を高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザに区分するとともに、小反芻獣疫を追加。

2) 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜及び疑似患畜については口蹄疫と同様に家畜防疫員の指示によって直ちに殺処分を行わなければならない疾病となります。急速かつ広範囲のまん延を防止するためにやむを得ない時に、患畜や疑似患畜以外の家畜を殺処分する、いわゆる「予防的殺処分」については、口蹄疫に限定する内容となっている。

3) 野鳥等

鳥インフルエンザが感染した野鳥などから鶏への伝搬を防止するため、県知事は検査や消毒・通行制限、遮断を行うことができる。

3. その他

1) 小反芻獣疫とは

感染家畜：めん羊、山羊

小反芻獣疫ウイルスによって感染し、西アフリカ、中央アフリカ、中近東、インドに存在。

伝搬：家畜の分泌物、排泄物等で感染します。山羊では死亡率が95%と高く、めん羊ではやや低い。

症状：5～6日の潜伏期を経て発熱、食欲不振、口・鼻粘膜の充血、びらん、咳、肺炎
急性型は4～7日で死亡、亜急性型は2～7週で死に至ります。

福岡県北部家畜保健衛生所新庁舎スタート

北部家畜保健衛生所

福岡県の家畜保健衛生所は4ヵ所(中央、北部、両筑、筑後)設置され、当所(北部)は、平成19年4月1日に北九州家畜保健衛生所(北九州市他3市3郡を管轄)と筑豊家畜保健衛生所(直方市他4市3郡を管轄)が統合し、9市18町1村を広域に管轄する家畜保健衛生所として発足しました。平成22年4月1日に、これまでの庁舎(旧筑豊)敷地に新庁舎を建築し、新たなスタートを切りましたので紹介します。

1 北部家畜保健衛生所の概要

当所管内は、北は玄界灘に面した大消費地の北九州市と遠賀地域、東は周防灘に面した京築地域、南は英彦山系、西は三郡山系、そして中央部には産炭地として「青春の門」等でも有名な筑豊地域を抱えています。管内には3農林事務所4普及指導センターが配置され、飼養戸数の県内比率は乳用牛が約30%、肉用牛が約35%、豚が約25%、鶏が約35%となっています。

2 新庁舎の概要

当所の旧庁舎は、昭和45年2月に発足した旧筑豊家畜保健衛生所庁舎を主体に、一部は昭和27年に建築した建物もあり、きわめて老朽化していました。また、統合で手狭となったため、平成21年から新庁舎への改築工事を行ってきました。

新庁舎の建物面積は800m²と旧庁舎の約620m²と比較して1.3倍ほど広くなり、各検査室は解剖室からワンウェイ方式で機能的に配置しました。また、障害者用トイレや空調システムは全館集中管理方式を採用するなど、近代的な庁舎となっています。2階には約50名の方が利用できる明るい研修室が出来ました。

なお旧庁舎解体や擁壁改良工事も終わり、今後は、平成23年度に駐車場整備を行う予定です。

新しい庁舎で心機一転、家畜衛生業務がスタートしましたが、ご承知のとおり宮崎県で口蹄疫が発生しました。福岡県では、家畜伝染病予防法第9条による農場消毒命令や家畜防疫員の農場巡回、消毒ポイントの設置など防疫措置を行いました。当所も、消毒ポイントを大分県境の国道10号線の上毛町に設けるなど対応に追われました。このため、昨年5月に落成式を行う予定でしたが、口蹄疫防疫対応により延期となりました。

新しい庁舎のもと、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防やまん延防止のほか、家畜の慢性疾病による損耗の防止、HACCPシステムの生産現場への導入等畜産物の安全・安心の確保する取り組みに一層推進していく所存です。



福岡県北部家畜保健衛生所新庁舎

動物にまつわることわざ【鶴】

両筑家畜保健衛生所

今シーズンの鳥インフルエンザは、多数の野鳥からウイルスが分離され、鶏への感染源とも考えられております。

12月に鹿児島県出水市のナベヅルでも確認され、周囲を震撼させました。福岡県では見ることもない鶴ですが、ことわざには多く登場しますのでここに紹介します。

「雀の千声鶴の一声」つまらない鳥である雀が千声鳴くよりも、立派な鶴が一声鳴く方がすぐれている、というのでつまらないものの千言より、すぐれたものの一声の方が価値があることをいう。

「掃き溜めに鶴」場に相応しくないこと。

「鶴九臯に鳴いて声天に聞こゆ」鶴が奥深い沢で鳴いてその声が天に聞こえる、というので、賢者は隠れていても人がみな知ることをいう。

「鶴の脛長しといえども之を断たば即ち悲しまん」物にはそれぞれ性分があつてそれに安んずべきことをいう。

「鶏群の一鶴」多くの凡人の中に傑出した人物が交じっていること。

「焼け野の雉子、夜の鶴」巢のある野を焼かれた雉は、自分の身の危険を冒して子を救い、鶴は霜の降りた寒い夜、巢にいる子を羽で温める。子を思う親の愛をたとえていう。



衛生情報・ご相談は
最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部 畜産課	福岡市博多区東公園 7-7	TEL 092-651-1111 (内線 3927)	FAX 092-643-3517
中央家畜保健衛生所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	TEL 092-633-2920	FAX 092-633-2851
北部家畜保健衛生所	嘉麻市漆生 587-8	TEL 0948-42-0214	FAX 0948-42-1376
両筑家畜保健衛生所	久留米市合川町 1642-1	TEL 0942-30-1037 ~ 9	FAX 0942-35-9198
筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 606-1	TEL 0942-53-2405	FAX 0942-53-2723